

第 218 回統計委員会 議事録

1 日 時 令和 7 年 6 月 11 日（水） 14:59～16:10

2 場 所 中央合同庁舎第 5 号館 7 階省議室及び Web 会議

3 出席者

【委 員】

椿 広計、津谷 典子、會田 雅人、清原 慶子、久我 尚子、佐藤 香、白塚 重典、
菅 幹雄、富田 敬子、樫 浩一、福田 慎一、松村 圭一

【臨時委員】

宇南山 卓、小西 葉子、清水 千弘

【幹事等】

総務省政策統括官（統計制度担当）、総務省統計局長、
内閣府経済社会総合研究所次長、内閣府大臣官房政策立案総括審議官、
厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）
経済産業省大臣官房調査統計グループ長、日本銀行調査統計局参事役、
東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

長谷川総務大臣政務官

統計委員会担当室：谷本室長、田村次長

政策統括官（統計制度担当）：山田総務省大臣官房審議官

重里統計企画管理官

栗原統計品質管理推進室参事官

4 議 事

- (1) 令和 8 年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議について
- (2) 諮問第 192 号の答申「経済センサス - 活動調査及び個人企業経済調査の変更について」
- (3) 諮問第 195 号「小売物価統計調査の変更について」
- (4) 部会の審議状況について

5 議事録

○椿委員長 それでは定刻となりましたので、ただ今から第218回統計委員会を開催いたします。

本日の委員会は中央合同庁舎 2 号館で開催しており、この後、統計リソースの重点的配

分に関する建議があります関係で、長谷川英晴総務大臣政務官にも御出席いただいております。

○長谷川総務大臣政務官 よろしく申し上げます。

○樫委員長 どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事は次第のとおり、先ほど申し上げました建議のほか諮問等を予定しております。また、会議の時間を短くするため、事務局による資料の説明は省略とさせていただきます。

○谷本総務省統計委員会担当室長 本日もウェブ会議併用で開催いたしますところ、画面上に事務局にて資料を投影させていただきます。つきましては、委員の方々、説明者及び質疑対応者等におかれましては、御発言の際には冒頭御自身のお名前をおっしゃっていただきますよう、また、資料に言及される場合は、必ず資料名、ページ番号を冒頭お示しいたいただきますようお願いいたします。スムーズな委員会運営に向け、御協力のほどお願いいたします。

○樫委員長 それでは、早速議事に入らせていただきます。

令和8年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議についてです。

資料1を御覧ください。本件につきましては、前回の統計委員会で検討メモを基に御審議いただきましたが、委員の先生方から頂いた御意見や各府省の動向なども踏まえて、私と事務局で相談しながら具体的な建議の素案を作成し、事務局の方から委員の皆様方にメールでお送りし、御確認いただいたところです。

建議の素案につきましては、第Ⅳ期基本計画の5つの視点に沿って整理をしており、メールでの内容確認の際に清原先生から頂いた御意見につきましても全て反映させていただいております。素案に盛り込んだ内容については、御意見をいただき、様々な補強を考えていただきました清原先生にも御了解をいただいております、その他、委員の皆様方から御意見は特にいただきませんでしたので、本日、資料1のとおり建議案を取りまとめ提示させていただきます。

それでは、各委員の先生方から御発言がありましたらよろしくお願いいたします。

清原先生、よろしくお願いいたします。

○清原委員 ありがとうございます。清原です。

今、樫委員長から御紹介いただきましたように、原案につきまして意見を提出させていただきましたが、御反映いただき資料1にまとめていただきました。委員長、事務局の皆様の御高配に感謝いたします。

この建議につきましては、特に1の令和8年度に統計リソースを重点的に配分すべき分野の「社会経済の変化に的確に対応する公的統計の整備」、「統計の国際比較可能性の向上」、そして次の「統計データの利活用促進」を実現するためには、4番目にあります「品質の高い統計作成のための基盤整備」と「デジタル技術や多様な情報源の利活用等による正確かつ効率的な統計作成」が不可欠です。このような構成にまとめたこと、各府省の皆様にもその取組の趣旨を反映していただけるものと確信しています。

特に私は、三鷹市長経験者としては、「品質の高い統計作成のための基盤整備」の下から

2行目に「国・地方の統計職員の確保・育成、統計調査員の確保の支援、統計調査の環境改善のための普及啓発などを進める必要がある」と書いていただいたように、国だけではなくて地方にも視点を置いて記載していただいたことは有意義と考えます。

さらに、「デジタル技術や多様な情報源の活用等による正確かつ効率的な統計作成」については特に、同じく下から2行目に「政府全体の底上げを図るため、総務省を中心に各府省が連携して取り組む必要がある」と、このように書いていただいています。総務省の統計関係者だけがこの統計リソースの重点的な配分に関して取り組むわけではなく、各府省の皆様が活躍がなければこの建議は実現しませんので、そのことが明確に示されていることを心強く思います。是非、総務省の皆様におかれましては、この建議を各府省庁と共有していただきまして、より大切な品質の高い統計の推進のために御尽力いただければと思います。

以上、感謝して発言とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○樫委員長 清原先生、建議に対するメッセージ、ありがとうございました。

いかがでしょう、ほかに御意見等ございますでしょうか。

特に委員の皆様方から御意見がなければ、建議案についてお諮りいたします。令和8年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議は、資料1の案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樫委員長 どうもありがとうございました。それでは、建議は案のとおり決定させていただきました。

ただ今決定いたしました建議につきましては、私の方から、本日御多忙の中御出席いただいている長谷川総務大臣政務官にお渡ししたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(樫委員長から、長谷川総務大臣政務官へ建議を手交)

○樫委員長 統計委員会で決定いたしました建議については、ただ今長谷川総務大臣政務官にお渡ししました。

それでは、長谷川総務大臣政務官から一言お願いできれば幸いです。よろしくお願いいたします。

○長谷川総務大臣政務官 御紹介いただきました長谷川でございます。樫委員長はじめ委員の皆様には、日頃から統計行政の重要課題について精力的に御審議をいただき心から感謝を申し上げます。

さて、このたびは委員の皆様のお尽力により、令和8年度における統計リソースの重点配分事項について建議を取りまとめていただきました。本日頂いた建議では、公的統計基本計画を引き続き推進するため、経済のデジタル化の把握など社会経済の状況と変化を的確に把握できる統計の整備、調査票情報の2次的利用など統計データの利活用の促進、統計作成におけるデジタル技術の活用やビッグデータなどの多様な情報源の活用などが盛り込まれていますが、いずれも大変重要な御指摘を頂いたものと考えております。

本年は、委員の皆様御存じのとおり、国の最も重要な統計調査である国勢調査が実施さ

れます。私も令和7年国勢調査実施本部の一員として、調査の円滑な実施に向け郵便局との連携などの取組を進めております。国勢調査をはじめとする公的統計については、国や地方の政策立案や評価にも活用され、E B P Mを推進していく上でのなくてはならないものであり、信頼性の高い有用な統計を適時かつ確実に提供するために統計リソースを確保することは非常に重要です。私ども総務省といたしましても、頂いた建議を踏まえ、各府省とともに必要な対応をしっかりと進めてまいります。

本日はどうもありがとうございました。

○**樫委員長** どうもありがとうございました。引き続きよろしくお願い申し上げます。

それでは、長谷川総務大臣政務官は他の公務がございますのでここで御退席されます。

本日はお忙しい中、統計委員会に御出席いただき本当にありがとうございました。

○**長谷川総務大臣政務官** ありがとうございました。失礼いたします。

○**樫委員長** それでは、次の議事に入らせていただきます。

諮問第192号、経済センサス - 活動調査及び個人企業経済調査の変更の答申案につきまして、サービス統計・企業統計部会の部会長の菅先生から御説明よろしくお願い申し上げます。

○**菅委員** それでは、経済センサス - 活動調査及び個人企業経済調査の変更に関する答申案について御報告します。本件につきましては、3月の統計委員会では諮問された後、3回における部会審議を経て、本日お示ししている答申案を取りまとめました。4月以降の委員会において、その都度議論を終えた部分の取りまとめの方向について御報告しておりますので、この場では答申案のポイントを簡潔に御報告いたします。

それでは、資料2を御覧ください。

まず、1ページにあります1 本調査計画の変更の(1)承認の適否ですが、全体的な結論としては、今回の変更について承認して差し支えないと判断いたしました。ただし、今後の課題として、将来的な対応を求めている事項がありますので、最後に御報告したいと思います。

次に、個々の変更事項について(2)理由等の部分で順に記載しておりますので、それに沿って御説明いたします。

まず、ア 活動調査の見直しの(ア)調査事項の変更については、a から c まで3点あります。1つ目は、サービス分野の調査品目について、国民経済計算、S U T推計等の利活用を踏まえ、2ページの図表1のとおり見直すという計画です。これについては、適切な実態把握や報告者負担の軽減に配慮しつつ、調査結果の利活用状況も踏まえたものであることから、適当としております。

2つ目は、財分野の調査品目について、これまでの日本標準産業分類を基にした品目から生産物分類を基にした品目に見直すという計画です。これについては、報告者負担の軽減に配慮しつつ、生産物分類の適用により国民経済計算、S U T推計等の精度向上に資するものであることから適当としております。なお、財分野の調査品目は、日本標準産業分類ベースから生産物分類ベースに見直されたことから、令和3年調査からの変更点について、報告者や利用者に分かりやすく周知する取組を行うことが望まれると書き添えており

ます。

3つ目は、3ページの図表2のとおり、調査事項の追加や見直し、あるいは廃止するという計画です。これについては、日本標準産業分類で新設された分類への対応や産業格付事務の円滑化等を踏まえたものであり、調査結果の精度向上に資するものであること、また、調査品目における生産物分類の適用や調査結果の利活用を踏まえつつ、報告者負担の軽減に資するものであること、さらに、報告者負担の軽減に配慮しつつ、産業特性の適切な実態把握に資するものであることから、いずれも適当としております。

ただし、図表2の①管理・補助的業務か否かの追加については、いわゆる「本社」活動の把握の重要性が増していることを踏まえ、後ほど触れる「今後の課題」において今後の検討を求めることとしております。

次に（イ）調査方法の変更については、aからcまで3点あります。1つ目は、オンライン回答を推進するため、4ページの図表3のとおり、オンライン回答を基本とする調査方法を新たに導入するという計画です。これにつきましては、オンライン回答率のさらなる向上に資すること、調査員の事務負担の軽減が期待できることから、適当としています。

なお、オンライン化を進めるには、報告者の理解が重要になります。このため、全国的な広報による周知など、報告者の理解を得るための取組を行うことが望まれると書き添えています。

2つ目は、5ページの図表4のとおり、一部の報告者の調査方法を調査員調査から直轄調査に移行するという計画です。背景には、売上金額の規模が大きくなっていったということがあり、これについては実態のより適切な把握に資するものであることから適当としています。

3つ目は、6ページの図表5のとおり、共同企業体の事業所を出資した企業それぞれの支所事業所ではなく一つの独立した事業所として取扱い報告を求めるという計画です。これについては、報告者負担の軽減に資するものであること、売上収入金額の把握には影響がないことから、適当としております。

次に、（ウ）集計事項の変更についてはa、bの2点あります。1つ目は「個人経営」複数事業所企業に関する地域別集計を行う際に「企業全体の売上金額」を「本所の売上金額」とみなし、本所の所在する地域の売上金額に合算する方法に変更するという計画です。これについては、報告者負担の軽減を図りつつ、地域別集計結果に関する精度向上に資するものであることから適当としております。

2つ目は、集計事項について各府省及び地方公共団体からの要望等を踏まえて、7ページの図表6のとおり、一部の集計事項を見直すという計画です。これについては、利活用ニーズ等を踏まえたものであることから適当としています。

次に、（エ）公表時期の変更についてです。これは、特に利活用ニーズの高い主要結果である「産業横断的集計（確報）」を早期化するなど、8ページの図表7のとおり変更するという計画です。これについては、産業横断的集計（確報）の公表を早期化することで、利用者の利便性の向上に資するものであることから適当としています。

続きまして、イ 個人企業調査における活動調査との同時実施用調査票の変更について

です。個人企業調査では、活動調査の実施年に限り活動調査と統合した調査票により、両調査を同時に実施しております。本申請は、この同時実施用の調査票について、活動調査での変更を反映させるというものであり、先ほどの評価同様に適当としております。

以上が今回の変更内容に関する部会としての評価になります。

次に、2として過去の答申時の「今後の課題」への対応状況をまとめております。

まず、(1)活動調査の「今後の課題」への対応状況についてです。活動調査では前回答申において、調査事項のうち支払利息等を再度把握することについて検討が求められていました。この指摘について、調査実施者は、調査事項の要望把握や国民経済計算等における利活用状況を確認し、引き続き支払利息等は把握しないとしています。これについては、令和3年調査の結果の利活用状況やその後の検証状況を踏まえると、対応は適当としています。

次に、(2)個人企業調査の今後の課題への対応状況についてです。9ページの図表8のとおり、前回答申において、①調査事項の再検討、②民間委託の影響検証、③公表の早期化の3点について指摘されてきました。これについては、いずれも課題の趣旨に沿って適切に対応していることから適当としています。

続きまして、3活動調査に関する第IV期基本計画への対応状況です。活動調査では、10ページの図表9のとおり、サービス産業・非営利団体等調査との連携強化、調査事項の見直し等の検討が指摘されてきました。これについては、活動調査の調査名簿を共有し運用面での連携強化を図ること、調査事項の変更として生産物分類に基づく調査品目を設定するなど、いずれも適切に対応いただいていることから適当としています。

最後に4、今後の課題についてです。先ほど御説明した中でも触れましたが、我が国の経済実態を的確に把握する上で「本社」活動の把握の重要性が増しています。そのため、管理・補助的業務か否かへの回答状況と今後の経済動向の変化、それから本調査の結果の利活用状況等を踏まえ、必要に応じて次の活動調査において「本社」活動の把握に関する調査事項の見直し等を検討することを今後の課題として掲げています。

経済センサス - 活動調査及び個人企業経済調査の変更に関する答申案につきまして、私からの説明は以上のとおりです。

○椿委員長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただ今の菅先生の説明につきまして、何か御質問等あればよろしくお願いたします。よろしいでしょうか。

特に御意見がないようですので、取りまとめたいと存じます。

部会長からも御報告がありましたとおり、今回の諮問では、経済センサス - 活動調査及び個人企業経済調査に関する変更計画について、3回の部会の中で十分な議論が行われたものと推察いたします。いずれの変更事項についても適当との判断がなされているところですが、経済センサス - 活動調査について、いわゆる「本社」活動の把握の重要性を踏まえ、「必要に応じて次の活動調査において、「本社」活動の把握に関する調査事項の見直し等を検討することが必要」との今後の課題が設けられたところです。

総務省及び経済産業省におかれましては、両調査の安定的な継続と改善に向けた適切な

対応について、引き続きよろしくお願い申し上げます。

それでは、答申案についてお諮りいたします。

経済センサス－活動調査及び個人企業経済調査の変更についての本委員会の答申は、資料2の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樫委員長 異議ございませんでした。本案については、資料2のとおり答申いたしたいと思います。

菅部会長をはじめサービス統計・企業統計部会に所属の委員の皆様方、部会での御審議、どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に入らせていただきます。

諮問第195号、小売物価統計調査の変更について、総務省政策統括官室から御説明をよろしくお願い申し上げます。

○植松総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室統計審査官（経済統計担当） 経済統計担当統計審査官室です。本日もよろしくお願いいたします。

資料の方は3－1と3－2を用意してあります。3－2が申請資料になりますが、3－1を中心に御説明させていただければと思います。3－1につきまして、後ろの方に参考資料といたしまして、こちらの調査は品目に関して選定基準というものがあります。後ほど少し御案内しますが、動向編と構造編ということで、参考1、参考2として選定基準を参考資料に付けておりますので、そちらも御参照いただきながらお聞きいただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、資料3－1の1ページ目から御説明させていただければと思います。

今回の小売物価統計調査の変更に関しましては、まず令和8年1月あるいは令和9年1月からの変更です。こちらが調査の概要です。後ほど資料の関係する部分を中心に御説明させていただければと思いますが、まず、調査の体系といたしまして動向編と構造編と2種類あります。構造編の方は奇数月のみということで、こちらは消費者物価地域差指数、地域ごとの指数を作ることが主たる目的ということでして、前回、令和2年の見直しがあったわけなのですが、そちらから偶数月の調査が廃止されて奇数月のみ残っているという状況です。

調査の概要につきましては、沿革の方で、平成25年に全国物価統計調査との統合ということで、一つ大きな見直しがありました。そのときに構造編というものができ上がってきたということです。

調査方法です。調査計画は後ほど適宜御案内させていただきながらということになりますが、まず、調査員が調査店舗の方に、調査計画の方で定められている品目のところで商品、銘柄と申し上げたいと思いますが、調査計画では品目まで指定して、それに応じて銘柄を定めた上で、そちらの方の価格を調べるといったスタイルの調査です。調査員だけではなくて、一部の品目は総務省あるいは都道府県職員により把握されているという仕組みです。例えば資料3－2の20ページに品目の状況が出ておりますので、そういったところが調査計画で定められております。

それから、主な集計事項といたしましては、品目の価格と消費者物価指数に使われており、消費者物価指数がこのような集計に含まれております。

続いて2ページ目の方のスライドを御覧ください。

現行の計画、構造編の方、先ほど平成25年に大きな見直しということを申し上げていますが、報告者が動向編の対象としていない500事業所を中心に、あと品目の方も少し変わってきております。これも調査のスタイルは同じような感じですが、主な特徴としてはこの地域別価格差ということで、年1回、公表されております。

3ページ目が主な利活用状況ということです。こちらの方を御覧いただければと思います。

4ページ目、主な変更内容の御説明に移らせていただければと思います。

こちらの調査は、5年おきに消費者物価指数の基準改定というのが行われます。その関係で、先ほど御案内させていただきましたが、この後ろの方についております参考、調査品目の選定基準に基づきまして、5年ごとに品目の追加・廃止等の変更が実施されております。前回は令和2年9月に統計委員会の答申をいただいているわけですが、その5年間、このように運用されているという状況です。

変更の内容につきましては、まず、この5年間、今年の1月から既に基準改定を見越して品目の追加がなされております。こちらの方はいわゆる軽微変更ということで既に対応させていただいている状況です。

今回の内容は、この廃止というところです。廃止品目につきましては、こちらの10品目があります。こちらは、令和9年1月調査から品目の廃止を予定しているという状況です。それから2点目が、やはり令和9年1月からということですが、一部の品目、こちらにあります2品目につきましては、POS情報の活用を進めていくこと、今までは先ほどの調査の中で調べていたものをPOS情報の方に移すというような変更が2点目です。それから3点目は名称変更が、33品目あります。こちらは令和8年1月調査からということで、このような例が出ておりますが、幾つかの品目にこういった形で変更を予定しているということです。

それから構造編につきましては、こちらにありますとおり令和9年1月調査から1品目の廃止を予定しております。

それでは次のスライド、2枚にわたっておりますが、こちらが実際の選定基準の抜粋版です。これもポイント中心に、参考であります。御案内させていただければと思います。

こちらは小売物価統計調査（動向編）の品目の選定基準であり、ここに3つローマ数字で掲げております。1つ目が家計消費支出上の重要な品目、次はCPIの中分類指数の精度向上等々ということ、あと3点目は、価格収集が可能で価格変化が的確に把握できる、以上、要は家計調査等々を使いまして、家計消費支出に占める割合がいわゆる1万分の1というような割とウェートが大きいもの、それから2点目が、要はCPIをはじめとする精度の把握の観点の品目の選定基準、それから3点目が、実際に調査できないといけないので、調査を行う観点での把握可能性の基準といったことであり、この3つに該当するものを品目として選んでくるといった仕組みです。

それでは、6 ページ目を御覧いただければと思います。続きまして、構造編の品目の選定基準で、こちらは最初の一、二行にあります。動向編の調査品目の内数ということの品目で幾つか更に地域差指数等々を把握する上で必要な基準が定められているということです。この幾つかの基準、こちらは店舗形態別価格調査、銘柄別価格調査と右に2つありますが、これは令和2年でそれまで偶数月で実施していたものを廃止ということで、今は調査は実施されていないものです。この一番左の地域別価格差調査を御覧いただければと思いますが、例えば6つ目に、地域間の格差があると判断されるような品目、こちらのものを調べるような体系です。

ちなみにこの右側2つですが、注意書きにあるように、POS情報で把握した分析に変わっているということです。

それでは、7 ページに移らせていただければと思います。

2点目の変更内容ということで、品目の名称整理等々とあります。これは図の方を御覧いただければと思いますが、いきさつといたしましては、平成27年度、2回前の審議のときに、実はこちらの家計調査に従った品目の分類ということで、それまでの平成27年の諮問前のところ、これはパンの事例ですが、食パン、あんパン、カレーパンといったものを当時の諮問審議の変更案といたしましては、あんパンとカレーパンをある程度集約してその他のパンといったような品目で変更案が御申請いただいていた。その後、統計委員会の御審議を踏まえて、やはり調査品目の、従来のものですが、こちらに上位品目として新たに設け、併記する形で調査計画に定めた方がいいだろうという御趣旨がありました。それを踏まえて、今はこの上位品目、調査品目、2つ並んだ形で調査計画、先ほど申し上げましたが調査計画は並んでおりますが、あの品目はこういう項目の体系でできていたということです。

今回の変更につきましては、このうち上位品目を廃止していきたいというような趣旨です。この上位品目につきましては、注意書きの最後の方にありますが、実は調査結果の公表等と、あるいは実際の調査の現場におきましては品目ごとに調査員調査あるいは総務省の職員が調べる、そういったものが定まっているものもあり、上位品目の方を使う機会があまりなかったということです。あえて調査計画に記載しておく必要性が乏しいということで、この調査品目のみという形で申請いただいております。ただ、こちら家計調査の品目分類とCPIとの関係というのは重要ですので、引き続き公表していくという計画です。

それでは、8 ページ目に説明を移ります。

こちらは季節調整の関係です。こちらは調査計画の方で集計結果のうちCPIに対するもので、統計基準が幾つかありますが、そのうちのこういった季節調整に関する基準が記載されております。これは調査計画の中でこういった統計基準が使われているかという情報を明らかにするようなものであり、集計の一部使っているといった記載がある趣旨です。

これにつきましては、変更案の表を御覧いただければと思いますが、これは調査計画にこういった記載がされております。現行を変更案に変えるというところで、変わっているところが、このX-12-ARIMAというものがX-13ARIMA-SEATSというも

のに変わっております。これは、アメリカのセンサス局がリリースしているような季節調整のプログラムですが、X-12-ARIMAに替わりまして、既にこのX-13ARIMA-SEATSというプログラムが公開されている状況です。そちらのプログラムの更新に合わせてこちらの変更もしたいということですが、これ自体の内容は、季節調整の設定は従前と変わりがないということで、結果数値に対する影響はないということです。これも令和8年1月調査からの実施を予定しているものです。

以上が調査計画の変更案であり、続いて、今後の課題への対応ということで9ページ目を御覧いただければと思います。

まず、今後の課題への対応ということで4点あります。1つ目が、先ほども少し御説明させていただきましたが、POS情報等を活用する品目の拡大の検討ということで、消費者物価指数の精度向上等に調査リソースを集中させるというような趣旨で、POS情報を活用する品目を拡大できないかといった御指摘です。今回、右側の対応状況に書かせていただいておりますが、実際、研究会等の中で御知見をいただきながら検討し、今度の基準で新しくこの2品目について、POS情報を活用する品目として追加するといった御報告をいただいております。

それから2点目の選定基準における品目の定義の検討等ということで、品目の定義は、先ほど上位品目の話やあるいは品目自体の話をさせていただきましたが、そういった品目の定義自体は、やはり品目をどう定めるか自体が選定基準との関係でどういうふうな影響があるかという御指摘です。まず、調査の実施可能性を勘案しつつその基本的な考え方を継続的に検討してほしいという旨、それから2点目が、小売物価統計調査（動向編）の品目の選定に当たりまして、家計調査の家計消費支出等々で判断しているということが多いわけですが、参考情報で更に業界統計あるいはサービスの利用者に対するアンケート結果みたいなものも活用してはどうかというような話です。

それから3点目が、ダイナミック・プライシングが例示されていますが、デジタル化の進展に伴って変化するような価格、そういった対応について研究を進めるということが書かれております。

右側の方が対応状況ですが、1つ目につきましては、調査品目の家計調査の収支項目分類との整合性の必要性というところを整理して、今回の品目変更に臨んでおるといのが1点目、2点目につきましては、ウェートの作成におきまして業界統計も参考にされたいとか、あるいは、実際に利用者アンケートの利用等も実施されているという御趣旨です。それから3点目の、実際に多様なサービスといいますかそういったものを的確に捉える観点で情報収集を進めているということで、例えば消費者物価指数の計算方法の中に反映し、あるいはダイナミック・プライシングの調査研究ということで進めているということです。

3点目は、構造編の在り方の検討について、地域差指数の話をさせていただきました。そちらにつきましては、継続的に更に在り方について検討すべしというような趣旨です。こちらの地域差指数に関しましては、厚生労働省が使っているということであり、引き続きということです。

それから最後、特売価格の把握については、引き続き検討するというような趣旨です。

これは例えばPOS情報等との共同研究、あるいは令和7年3月には更に共同研究会合も開催するなど継続的な研究が続いているということです。

それから、基本計画への対応が最後のスライドです。

基本計画の方には2点御指摘があります。

1点目が、消費者物価指数の精度向上に係る各種課題について引き続き検討を行った上で統計委員会に御報告いただきたいという趣旨です。これにつきましては、例えば民営家賃、帰属家賃に関する精度向上につきまして、見直し、家賃関数の説明変数等の見直しのほか、令和7年度、今年度からタスクフォースを立ち上げて、実際に家賃データの活用に係るような専門的事項の検討、課題の整理等を行うとのこと。

それから2点目、POSデータの関係等々の話をさせていただきました。こちらはPOSデータあるいはウェブスクレイピングデータ、人工衛星データ等々、そういったものについて、こういった多様なデータソースに関してこれらのデータ活用の横展開を検討ということであり、こちらにつきましては、先ほどPOSデータの話あるいはウェブスクレイピングの話等々、検討がなされているということです。

統計審査官室からは以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○樫委員長 御説明ありがとうございました。

本件はサービス統計・企業統計部会に付託し、詳細については同部会で御審議いただくことといたします。

なお、本調査の審議のために、資料3-3を御覧いただければと思いますが、前回の諮問答申にも御参加いただいた白塚先生に部会での審議に参加していただくことにいたします。白塚先生、よろしくお願いいたします。

それでは、ただ今の説明につきまして何か御質問等あればよろしくお願いいたします。久我先生よろしくお願いいたします。

○久我委員 久我です。御説明ありがとうございました。

細かい点かもしれませんが、今回の変更でもPOS情報の活用というところで品目が追加されていましたが、今後のさらなる精度向上とか調査のリソースの集中というお話の中で、現在、POS情報の活用というのは全体の何割ぐらいで、今後も上げていくとか、その目標の水準であったり計画などがあるようでしたら教えていただきたいのですが、その辺り、状況はいかがでしょうか。

○樫委員長 御質問ありがとうございました。

これは統計局の方でよろしくお願いいたします。

○赤谷総務省統計局物価統計室長 総務省物価統計室長の赤谷です。

ウェイトベースなどでどれぐらいになっているかというのは、直ちに出来るものがないので即答することができませんが、少しずつ品目を増やしているところです。まずは最初にパソコンとカメラから始まって、テレビとかプリンターとかそういったところに順次POS情報を広げているところです。

POS情報を活用するためには幾つか要件などがあると承知しております。まずは、毎月のスケジュールにちゃんと間に合うこと。それから、競合他社が存在すること。つまり

POS情報を提供してくれる者が複数存在しないと、公的統計として継続的に情報を提供することが不可能ということで、そういったところが非常に重要であるということです。そして、品質調整方法が確立されていることがあります。要は、ヘドニックみたいにちゃんと同じ品質のもので価格がその時点間でどう変動するかということが把握できないといけないので、そのための手法が確立されていることが必要であるということです。

あとは、実務者としての要件ということで、ちゃんとお金が取れることと、POS情報を活用することによって、調査員の実際の負担軽減につながるということのが挙げられます。つまり、スーパーでとるような食料とかの一部品目だけPOSに移行しましたとなっても、調査員の皆さんがスーパーに一切行かなくて済むということにはつながらないので、そこら辺のリソースの制約も考えていかなければいけないということです。

逆に言えば、こういった要件をしっかりと満たせばPOSの品目はちゃんと拡大していくべきだというスタンスでおりまして、そういったところができる品目は何かというところで、まずはいわゆる黒物家電的なところからスタートしているというところが現状です。ただ、将来的には白物であるとか、食料ももっとチャレンジすべきではないかという話も当然ありますし、白塚先生からのいろいろなペーパーなどを拝見しておりますと、一部食料とかで商標を調査員調査で制限してしまっているせいで、POS全体の動きと比べて少しがたがたした動きがあるのではないかという話もあるかと思いますので、精度向上へ資するものであるとか、さらに品質調整方法の確立であるとかについて更に今後研究していった、可能なものから追加していければいいなという考え方です。

○樫委員長 久我先生、いかがでしょうか。

○久我委員 御回答ありがとうございました。選定基準の考え方であったりスタンスをよく理解できました。どうもありがとうございます。

○樫委員長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

白塚先生、よろしくお願いいたします。

○白塚委員 では、せっかくですので、少しコメントさせていただきます。

今回メモリーカードとプリンターを使われますが、基本的にはPOSを使われているのは家電量販店のデータで、最初おっしゃられたようにパソコンとかから始まったわけですが、基本的に家電量販店のデータを使うのであれば、小出しに少しずつやるのではなく、包括的に使えるものできるだけ使うように広げていった方がいいと思います。家電量販店以外のPOSデータについても、調査員調査の一部だけを代替するというものであっても、使っていく意味があると思っていますので、その辺の御検討もよろしくお願いいたします。

○樫委員長 いかがでしょうか。

○赤谷総務省統計局物価統計室長 承りました。

○樫委員長 どうもありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私の方からもコメントいたしたいと思います。

小売物価統計調査は、消費者物価指数を作成するための基礎資料等を把握するための非常に重要な基幹統計調査です。

今回の申請では、5年に1回行われる消費者物価指数の基準改定に合わせて小売物価統計調査における調査品目の見直しなどを行うことが計画されております。前回、令和2年度の答申におきまして今後の課題として、先ほどからありますようにPOSデータの活用拡大などについて検討を求めておりましたので、その対応は全員の皆様方も非常に興味があるということですので、対応状況を確認していただき、丁寧に審議を進めていただければと思います。

部会長の菅先生をはじめとして、サービス統計・企業統計部会に所属の委員の先生方、審議のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、次の議事に入らせていただきます。部会の審議状況についてとなります。

産業統計部会での経済産業省生産動態統計調査の変更に関する審議状況について、部会長の樋先生から御報告をよろしくお願い申し上げます。

○樋委員 樋です。

それでは、経済産業省生産動態統計調査の変更に関する部会での審議状況について御報告をいたします。資料の4を御覧いただきたいと思います。

本件につきましては、5月16日の統計委員会で諮問された後、6月2日に1回目の部会を開催いたしております。1回目の部会では、今月公表予定の年報から公表様式の統一を図ろうとしていることから、資料の論点の順番を入れ替えまして、最初に「集計事項の変更について」というところから審議をいたしました。

資料4の2ページ目に審議の状況を記載しております。そちらをまず御覧いただきたいと思います。

本調査は現在、速報、確報、年報で異なる公表様式を使用しておりますが、今回、経済産業省においては、公表様式を機械判読可能な形で統一することとし、それに伴う集計事項の変更を計画しております。このため部会では、公表様式を統一化する必要性や公表が取りやめとなる項目が発生することによる利用者への周知やサポート等の対応を中心に議論をいたしました。その結果、機械判読可能な形で集計表が提供されることや、調査実施者における集計表作業の効率化、公表内容の正確性の向上に資するものであることから、公表様式の統一化については賛同を得られ、それに伴う調査計画の変更も適当と整理をいたしました。

なお、委員からは、公表が取りやめとなる前年同月比増減率等の数値について、利用者が引き続き同じ数値を再現して把握できるよう情報提供を行うことが必要、集計事項の文言等が変わることについて、その定義や変更の背景事情が分かるように整理することが必要、さらには、今回の集計様式の変更に伴い利用者に対して事前に丁寧な周知が必要といったような御意見、御要望がございました。これらの委員の御意見、御要望を踏まえ、今回の変更によって生じる課題への対応については、答申案の中に盛り込む方向で整理をすることと予定しております。

次に、(1)の統一基準の見直しについてです。1ページに戻っていただきまして、こち

らに審議の状況を記載しておりますので、こちらを御覧いただきたいと思います。

統一基準は、本調査における調査事項等の見直しを行う際の考え方を定めたもので、統一基準の策定時や内容の見直しを行う際には、統計委員会等でその内容について審議をしてきたという経緯があります。今回、経済産業省では、統一基準について現在の鉱工業の生産活動の実態に見合ったものとするため見直しを行い、今後想定している本調査の調査計画の変更を見直し後の統一基準で行いたいとしております。

このため部会では、まず統一基準の設定の経緯や主な内容について確認した後、個別の変更内容について項目ごとに審議をいたしました。その結果、統一基準の見直しの方向性については一定の理解が得られましたが、それぞれの個別項目の審議は一部未了ですので、引き続き次回以降の部会で審議をする予定になっております。また、個別の変更内容のうち、製品欄の内訳項目の記載の変更については、変更内容自体は適当であるものの、具体的に調査事項の変更を行う際は、改めて統計委員会において審議を行いその妥当性について確認することが必要であると整理をいたしました。

委員からは、今後予定されている調査の見直しの具体的な内容が分からないと、統一基準の変更の適否の判断は難しいので、現在想定されている調査計画の見直し内容について説明してほしいといった質問があり、経済産業省から100種類の調査票の縮減や品目の統廃合、新規品目などを検討している旨の回答がありました。さらに、その変更の際に改めて統計委員会に諮問するののかという御質問があり、その見込みであるというやり取りがありました。その他として、内訳項目のうち受入について、現行で国内と国外に分けて回答を求めている調査票については、行政上の理由があって設定したと考えられることから、調査項目の削減に際しては慎重な検討が必要という御意見とか御要望がございました。

今後の予定ですが、次回の部会では、引き続き（１）統一基準の見直しについて審議を行った後、報告を求める事項等、残された調査計画の変更内容と、前回答申の今後の課題及び留意すべき事項への対応状況について審議を行う予定になっております。

私からの説明は以上です。

○樫委員長 樫先生、御説明ありがとうございました。

それでは、ただ今の御報告につきまして何か御質問等あれば、よろしくお願い申し上げます。

白塚先生、よろしくお願いします。

○白塚委員 確認ですが、この増減率について自分で計算しなくてはいけなくなるというのは、季節調整済み系列の季節調整済み前月比とか原系列の前年同月比という数字が公表されなくなるということですか。

○樫委員 今までは、それは経済産業省が独自に計算をして集計事項の結果に付け加えて公表していたということですが、速報と確報と年報の形式を統一して機械で読みやすくするということから、これ自体は公表の中に含めないということです。ただ、委員からも御要望がありましたし、私からも申し上げましたが、そういったものがなくなるということで利用者が不便になりますので、アプリを用意するなどの方法で経済産業省では対応するというので、同じ発表しているページにそういうものを掲載して、利用者がすぐに計算

できるようにするという事をおっしゃっておられました。

恐らくこの後、答申の課題のところなどにそういうことも付け加えていくということになるかと考えております。

○樫委員長 よろしく願います。

○白塚委員 細かい品目についてはいいと思いますが、やはり大きい集計のところについては、引き続ききちんと公表するようにした方がいいのではないかと僕は思います。

○樫委員長 御意見を承ったということで、何か経済産業省の方から御回答する必要はありますか。

○田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室室長 経済産業省の鉱工業動態統計室長の田村と申します。

御質問ありがとうございます。ただ今委員の方から御指摘いただきました季節調整済前月比に関しましては、生産動態統計調査の集計表におきまして公表している伸び率ではなく、鉱工業指数の方で公表をさせていただいております。そのため、季節調整済前月比自体は鉱工業指数の公表物の方で従来どおりの公表が継続されますので、伸び率等の情報を入手していただくことは可能と考えております。

生産動態統計調査の速報時点におけます公表内容が、従来鉱工業指数の採用品目ベースの実数であったものを、今回の見直しにおきまして生産動態統計調査の調査品目ベースに見直すという形です。

○樫委員長 どうもありがとうございます。

いかがでしょうか、ほかに何か御質問等あればよろしく願います。

よろしいでしょうか。

それでは、私の方からもコメントさせていただきます。

1回目の部会では、先ほどの公表に関係して、集計事項の変更についてまず審議されて、速報と確報と年報の集計様式を統一化すること自体、それに伴う調査計画を変更することについては、おおむね適当と整理されたとのこと。一方、部会の中では、この集計様式の変更に伴い、利用者への十分な周知ないしは配慮ということも、これは今もあったことと関連すると思いますが、指摘があったとのこと。これは非常に重要な指摘と考えるので、経済産業省におかれましては丁寧な対応をよろしくお願い申し上げます。

次回の部会では、基準も含めて残された論点について審議されるとのことですので、部会長の樋先生をはじめ産業統計部会に所属の先生、委員の皆様方におかれましては、引き続き部会での御審議をよろしくお願い申し上げます。

それでは、次の議題、最後の議題につきましても部会の審議状況になります。

サービス統計・企業統計部会での経済産業省企業活動基本調査の変更に関する審議状況についてとなります。これも部会長の菅先生から御報告よろしくお願い申し上げます。

○菅委員 それでは、経済産業省企業活動基本調査の変更に関する部会での審議状況について御報告いたします。本件につきましては、先月の統計委員会で諮問された後、サービス統計・企業統計部会で審議を進めております。これまでに5月27日と6月9日の計2回の部会審議を行っておりますので、本日はその状況をまとめて御報告いたします。

それでは、資料5を御覧ください。

1回目の部会では、1（1）海外現地法人の活動実態の把握に関する調査事項の追加についての審議を行いました。まず（1）のア、調査事項の変更ですが、これは海外現地法人の活動実態を把握するため、海外現地法人調査票を新設し、海外現地法人の事業活動や費用、収益等に関する調査事項を追加するというものです。これについては、調査実施者における検討過程や報告者の回答可能性、負担の増加への対応、さらに利活用の観点から、従来調査との相違などを中心に審議いたしました。その結果、海外の事業活動の把握の充実に資することから、調査事項の追加について適当と整理いたしました。

なお、委員からは、海外事業活動基本調査、以下、海事調査と略しますが、これを本調査に取り込むことで、現地法人のカバレッジが増えることで広く海外の事業活動を把握できるようになることはよいこと。調査の意義や変更点に関して報告者へしっかりとした周知をお願いしたいこと。調査結果に関して海事調査とは大きく変わることもあり得ることから、ユーザーへの丁寧な説明をお願いする。上場企業でも、セグメント情報として海外地域別の仕入高を把握していない可能性が高いので、そのような企業への回答の支援方法を検討する必要がある。海外の子会社等に関して、本調査と海事調査で用語の整理が必要ではないかといった御意見、御要望がありました。

続いて、イ、集計事項の変更ですが、これは海外現地法人調査票の新設に併せて、海外現地法人の活動実態に関する集計事項を追加するというものです。これについては、利活用の観点から海事調査での集計内容との違いなどを中心に審議いたしました。その結果、集計事項の拡充を求める意見がありましたが、調査内容の大幅な変更により、審査・集計に係る事務量が不明なことも考慮し、今回の集計事項の変更については適当と整理いたしました。

なお、委員からは、海外現地法人に関する時系列表については、対象範囲の違いから海事調査と傾向が大きく変わることが予想されるため、ユーザーへの丁寧な御説明をお願いしたい。国内本社と海外現地法人のクロス集計を今回見送ることはやむを得ないが、変更の趣旨を考えると将来的には集計事項として検討すべきといった御意見、御要望がありました。ここまでが1回目の部会審議となります。

続いて、一昨日に開催した2回目の部会審議について御報告いたします。ここでは、資料への反映が間に合わなかったため口頭での御報告とさせていただきます。

2回目の部会では、1回目の部会審議において委員から御意見があった事項について調査実施者から説明いただいた後、残された審議事項1（2）経済構造実態調査及び科学技術研究調査との同時・統一的実施の中止、2、統計委員会の答申における「今後の課題」への対応について審議いたしました。

1回目の部会審議で御指摘のあった海外子会社に係る用語の整理については、調査実施者から、海事調査における子会社の定義はいわゆる外為法における届出の規定を基に定めていたところ、本調査に統合させることから子会社等の定義も本調査に合わせるということで改めて説明があり、了承いたしました。

続いて、調査計画の変更のうち、2（2）のア、調査方法の変更についてです。これは、

経済構造実態調査及び科学技術研究調査との同時・統一的実施を中止することに伴い、企業調査支援事業の活用を取りやめることとし、関連する記述を削除するものです。これにつきましては、報告者の負担軽減の観点から、調査実施者が新たに構築するとしている独自のサポート体制の内容などを確認し、妥当性について審議いたしました。その結果、企業の状況に合わせてより丁寧な回答支援を行う体制を構築することから、おおむね適当と整理いたしました。

なお、委員からは、回答が難しいところや同じような質問が寄せられる調査項目について、回答事例の横展開があると良いのではないかと。企業調査支援事業は他の調査で続くことから、本調査の独自サポート体制との間で企業側が混乱することのないよう丁寧な対応が必要などの御意見、御要望がありました。

続いて、イ、データ移送の中止ですが、これは、経済構造実態調査及び科学技術研究調査からのデータ移送を取りやめ、本調査において直接把握するというものです。これについては、データ移送を取りやめる必要性などを確認し、妥当性について審議いたしました。その結果、移送した項目に関連した疑義照会によって、報告者側に逆に負担をかけたり調査実施者としても作業量が増えたりしていた部分もあったことから、報告者の負担は増えるものの移送の取りやめはやむを得ないと整理いたしました。

なお、委員からは、調査票を提出してから時間が経過するほど対応が難しくなるのは理解できる、複数の調査にワンストップで回答できる仕組みが一番望ましく、どこかで考える必要があるが現状では難しいだろうなどの御意見、御要望がありました。

続いてウ、基準となる期日の変更ですが、これは基準となる期日を毎年6月1日現在から毎年3月31日現在に変更するというものです。これにつきましては調査実施者から、報告者に対しても統計利用者に対しても基準となる期日の変更を丁寧に説明するとの御説明があり、我が国では3月期決算の企業が多いことを踏まえると、基準となる期日の変更は適当と整理いたしました。

続きまして、エ、調査の実施期間の変更ですが、これは調査実施期間のうち、調査票の提出期限を毎年6月下旬から毎年7月中旬に変更するというものです。これにつきましては、今回の変更に伴う報告者への影響などを確認し、妥当性について審議いたしました。その結果、回答の難しい調査項目での比率回答を認めること、前年調査での窓口情報の連絡など報告者への配慮がなされていること、実査を効率的に行うことで結果公表に影響を生じさせないよう工夫していることなどから、適当と整理いたしました。

なお、委員からは、報告者は決算や監査で忙しい時期なので、7月中旬に変更することはよいことであろう。比率での回答を認めることで負担の軽減を図ることはよいことだが、海事調査に比べて提出期限が早まることによる時間の制約から、報告者が正確に回答することは可能か。仕入先のセグメント情報を集めるのは難しいので、報告者への事前周知は4月よりも早い方がよいなどの御意見、御要望がありました。

続きまして、前回の統計委員会答申における今後の課題への対応状況についてです。資料に記載のとおり課題が3点ございまして、それぞれの対応状況について確認いたしました。いずれも課題に沿った取組がなされていることを確認いたしましたが、3つ目の課題

である調査事項の見直しに関しては、今回の変更により調査事項が追加となりますので、報告者負担などを検証し、回答率の向上方策や調査事項の見直しなどを検討することについては、改めて答申において指摘する必要があると整理されました。

加えて、今回の答申案での今後の課題に関連して、これまでの部会審議において、繰り返しになりますが、国内本社と海外現地法人のクロス集計について、今回の変更の趣旨を踏まえ、将来的に集計事項として検討すべき、企業調査支援事業と本調査独自のサポート体制との間で何らかの形での連携を検討すべきといった御指摘がございました。

これらの審議結果を踏まえ、次回、今月27日の第3回部会において答申案の検討を行う予定です。

私からの説明は以上です。

○樫委員長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御報告につきまして、何か御質問等あればよろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、私からコメントしたいと思います。

第1回、第2回の部会を通して、今回諮問された変更事項につきましては既にひととおり審議を終え、全体的に変更の方向性としては了承された、あるいはやむを得ないというような形になっていると承知いたしました。

今回の変更計画は、海外現地法人の活動を把握する調査票を追加するということで、報告者にとっても統計ユーザーにとっても非常に大きな変更となります。部会でも御指摘があったようですが、報告者、ユーザーのそれぞれに対し丁寧な説明が必要になると考えます。

また、2回目の部会の中でも、なってくるかなどいろいろな問題があって、それが課題等に反映される可能性があるかと承知したところですが、3回目の部会で既にかなり報告者自体に対してどういう負担にこれまでの審議結果を踏まえた答申案を検討されるということです。部会長の菅先生をはじめサービス統計・企業統計部会に所属の委員の先生方におかれましては、引き続き部会での御審議よろしくお願い申し上げます。

本日用意いたしました議題は以上となります。

本日の議事録は、委員に確認をいただいた上で、統計委員会運営規則第5条の規定に基づきまして、議事録は委員会に報告するものとされているため、ホームページに公開の形に変えさせていただきます。

それでは、次の委員会の日程につきまして事務局から連絡をお願いいたします。

○谷本総務省統計委員会担当室長 本日も御審議をありがとうございました。

次回の委員会につきましては調整中ですので、日時・場所につきましては、別途御連絡いたします。

事務局からは以上です。

○樫委員長 それでは、以上をもちまして第218回統計委員会を終了いたします。本日もどうもありがとうございました。